

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第123号 令和4年度岩国市一般会計補正予算（第6号）

議案第152号 令和4年度岩国市一般会計補正予算（第7号）

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第124号 令和4年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第125号 令和4年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第126号 令和4年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第142号 岩国市生活支援ハウス条例の一部を改正する条例

議案第143号 岩国市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第145号 岩国市錦高齢者の家条例を廃止する条例

議案第151号 指定管理者の指定の変更について

以上7議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第152号 令和4年度岩国市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

衛生費の保健衛生費の母子保健費の出産・子育て伴走型相談支援事業に関し、委員中から、本事業の事業内容について質疑があり、

当局から、「本事業は、妊娠から出産、そして2歳までの子育て家庭に寄り添うための伴走型相談支援体制を充実させるとともに、本補正予算中の第3款 民生費の児童福祉費の児童福祉総務費の出産・子育て応援給付金給付事業の出産・子育て応援給付金を給付することにより、経済的支援と併せて一体的に実施するものである。具体的には、妊娠届出時に保健師、助産師等による面談を行い、出産や産後の生活の見通しが立てられるよう相談・支援を行った後、妊婦に対し5万円を給付。また、産前休暇に入る時期、出産に向けて不安が高まる妊娠8か月頃に、妊婦の希望により面談にて出産や産後の準備についての相談・支援を行う。その後、出産から生後4か月頃までに産婦などと面談して、相談・支援を行った後、養育者に対して、乳児1人当たり5万円を給付することとなる」との答弁がありました。

また、委員中から、「コロナ禍において、非常に出生率が低くなっており、この制度により安心して出産・子育てができることから、来年度以降も安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ぜひ事業を継続していただきたいが、今後の予定について問う」との質疑があり、

当局から、「本事業は国の補助事業になっており、国が来年度以降も事業を継続する場合は、本市としても継続することになるかと考える」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。